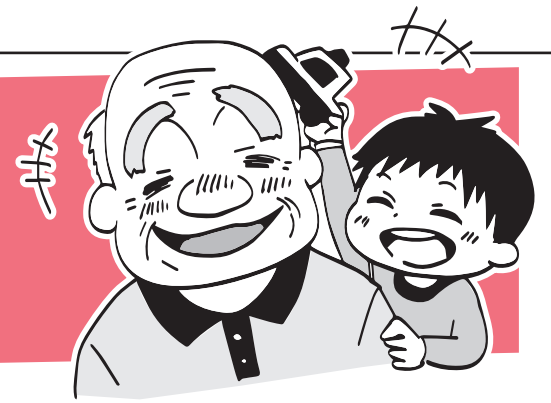


不動産は『元気なうちに現金に！』



1 不動産は所有者が、しっかりしていなくては売却が難しくなります

近頃では、子供達に迷惑にならないようにと

「不動産の終活」として売却のご相談をよく頂きます。事前に売却をしておくことで、相続問題になる事もなく相続後の問題も回避出来ますが、『死亡』や『認知症』となってしまった場合は難しくなりますから、しっかり家族で話し合っておく必要があります。



3 それなら『相続放棄』を…と考えてませんか？

ちょっと待って!

『相続放棄』をしても『管理放棄』は出来ません

費用・管理面で負担になるからと『相続放棄』を考えている方！実は次の相続人が決まるまで、適切に相続財産を管理する『管理責任』は残ります。

例えば…

草の管理・建物の解体費用等

が当てはまります。相続放棄をしたからと言っても全ての問題が解決するわけではないようです。

2 相続問題！例えば…こんな問題があります

ケース1 相続問題が争族問題に…

預貯金などで額面がはっきりしていれば、平等に分けることも可能ですが、分けられない財産「不動産」を「どう分けるか？」が「争族」の始まりになると言っても過言ではないようです。

ケース2 軽い気持ちで相続したら大変な事に！

軽い気持ちで相続したら…「登記費用」が結構かかったし何より毎年「固定資産税」を払い続けたいいけない負担が…しかも草刈や空気の入替などの管理も必要で、もう手放したい！でも荷物も残ったままで片づける暇もないし…



4 子供達にこんな迷惑をかけない為にも…

元気なうちに『大切な不動産』を今後どの様にしていくのか家族でよく話し合ってください。子供達の迷惑になるぐらいなら元気なうちに『現金化』してご自身達の『老後資金』や可愛いお孫さんへの援助に充てた方が良いのかもしれないね。

是非不動産のお悩み事はお気軽にご相談下さい。